

令和5年台風第7号農産物風評被害対策事業

事業の目的

令和5年台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨により被害が生じた県産農産物について、農業者、農業法人、生産組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会鳥取県本部等が行う風評被害を防ぐための販売促進等の取組を支援し、販路の拡大並びに生産者の経営安定及び収入向上を図る。

事業実施主体

- ①販売促進事業 : 農業者、農業法人、生産組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会鳥取県本部等
- ②価格差補填事業 : 農業者、農業法人、生産組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会鳥取県本部等
- ③援農事業 : 生産組織、農業協同組合
- ④園内道等復旧事業 : 農業者、農業法人

支援の内容

- ①販売促進事業: 台風第7号により被害が生じた県産農産物の風評被害を防ぐために要した販売先・消費者に対する販売促進活動費(旅費、宿泊費、会議費、試食宣伝費(人件費、交通費)、チラシ等消費宣伝資材作成費等)。
- ②価格差補填事業: 加工用として取引された令和5年台風第7号により被害が生じた落下梨等の販売単価と、青果用平均単価との差額。
- ③援農事業: 台風第7号により被害を受けた農業者の災害復旧を支援するため、援農に要した経費(交通費、作業道具等消耗品費(飲料水及び弁当代含む))。
- ④園内道等復旧事業: 台風第7号又は令和5年7月13日からの大雨により被害を受けた果樹園等の農地において、生産者自らが出荷に向けた園内道等の復旧作業のために要した経費(人件費、交通費、作業道具等消耗品費(飲料水及び弁当代含む))。

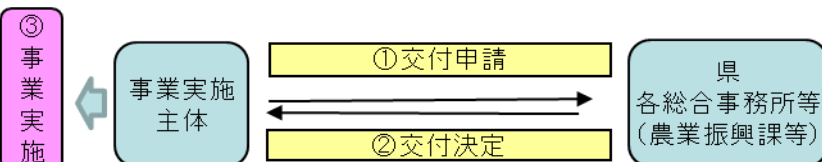
※ ④については、収穫作業の実施が困難な甚大な被災果樹園等に限る。なお、補助対象とする期間は、発災翌日から1か月間とする。

補助率・補助金額

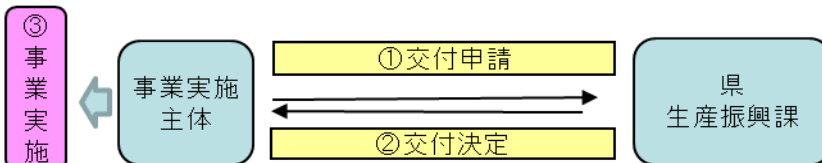
- ①販売促進事業 : 【補助率】県1/2
- ②価格差補填事業 : 【補助率】県1/2
- ③援農事業 : 【補助率】県1/2 【補助上限】交通費500円/日
- ④園内道等復旧事業 : 【補助率】県1/2(交通費、作業道具等消耗品費(飲料水及び弁当代含む))
【補助上限】交通費500円/日
【補助率】定額(人件費) 【補助上限】人件費7,200円/日、900円/時間

事業の流れ

(事業①、②の内、事業実施主体が農業者、農業法人、生産組織の取組)



(上記以外の取組)



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興局 生産振興課	0857-26-7272
東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局 農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2004